

建設工事等制限付一般競争入札共通公告

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 及び妙高市財務規則（昭和 58 年新井市規則第 23 号）第 155 条の規定により、建設工事の制限付一般競争入札に必要な事項を次のとおり公告する。

この公告は、入札に参加するための基本的な要件を記載したもので、各建設工事に係る入札参加資格要件及びこの公告によらない特別な事由については、各建設工事に係る個別公告で定めるものとする。

なお、この共通公告は、平成 30 年 7 月 1 日以降に公告する制限付一般競争入札から適用する。

平成 30 年 7 月 1 日

妙高市長 入 村 明

1. 入札に付する事項

(1) 入札方法

入札方法は、妙高市電子入札システムを使用した電子入札とします。ただし、市が必要と認めるときは電子入札を使用しない運用とします。

(2) 公告場所

公告をする場所は、妙高市役所 3 階掲示板及び妙高市ホームページとします。

(3) 設計図書閲覧場所

設計図書の閲覧場所は、妙高市役所財務課及び妙高市ホームページとします。

(4) 入札保証金

入札保証金は、免除します。ただし、個別公告で指定する場合は除きます。

(5) 契約保証金

契約金額が 1,000 万円以上の場合は納付を求めます。

(6) 前金払

契約金額が 50 万円以上の場合は請求することができます。

(7) 部分払

契約金額が 1,000 万円以上の場合は請求することができます。

2. 入札参加資格の要件

妙高市制限付一般競争入札参加申請書（以下、「入札参加申請書」という。）を提出する日において、次の要件及び個別公告で記載する要件を全て満たしている者を入札参加資格者とします。入札参加資格者が落札者となった場合は、契約締結までの間も同様に要件を満たしている必要があります。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(2) 公告日現在において、妙高市建設工事入札参加資格審査規程に基づいて対象工事の工種に係る妙高市建設工事入札参加資格者名簿に搭載されていること。

- (3) 個別公告で事業所の所在地要件がある場合は、これを満たしていること。
- (4) 対象工事に係る入札参加申請書の提出日から対象工事の開札日までの間において妙高市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成5年新井市訓令第50号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 対象工事に係る入札参加申請書の提出日から対象工事の開札日までの間において建設業法第28条の規定により指示又は営業の停止を受けていないこと。
- (6) 法律に基づく建設業者の要件を遵守できること。

① 特定建設業の許可

市から直接工事を請負い、そのうち4,000万円（建築一式工事にあつては6,000万円）以上を下請契約して工事を施工させる場合は、特定建設業の許可を有しなければならない。

② 監理技術者の配置

市から直接工事を請負い、そのうち4,000万円（建築一式工事にあつては6,000万円）以上を下請契約して工事を施工させる場合は、監理技術者を配置しなければならない。この場合の監理技術者は、工事を請負った企業と、入札参加申請書の提出期限日以前に3か月以上の継続した雇用関係にあること。

③ 請負金額が3,500万円（建築一式工事にあつては7,000万円）以上の工事は、専任の技術者を配置しなければならない。

④ 営業所の専任技術者は、工事の技術者になることはできない。ただし、次の要件を全て満たす場合は、専任を要しない工事の技術者になることができる。

ア 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

イ 工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりあえる体制にあること。

ウ 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

⑤ その他法律に定められた責務を遵守できる者であること。

- (7) 上記に掲げるもの以外で、個別公告、設計書、仕様書、図面等（以下、「入札説明書等」という。）に定める要件を満たしていること。

3. 入札手続

(1) 入札参加申請書の提出

入札参加を希望する者は、個別公告で記載する期限日までに、市が指定する「入札参加申請用」のメールアドレスに個別公告で定める添付書類及び入札参加申請書を提出してください。

(2) 参加資格の決定

資格審査は、入札参加申請締め切り後速やかに行い、個別公告で記載する期限日までに、入札参加資格が有る場合は、妙高市電子入札システムにより、入札参加資格が無い場合は「入札参加申請用」メールアドレスにより通知します。入札参加資格が無い場合は、入札に参加することができません。

(3) 質疑書の提出

設計内容等に関して質疑がある場合は、個別公告で定める日までに、「質疑書提出用」のメールアドレスに指定する様式により提出してください。（メール送信後、電話連絡をお願いし

ます) 回答は開札日の3日前までに市ホームページに掲載します。

(4) 入札の中止

妙高市財務規則第172条第1項の規定によるほか、入札参加申請者がいない場合は入札を中止します。その際は市役所本庁舎3階掲示板及び妙高市ホームページに掲載します。

(5) 入札の辞退

入札参加申請確認通知の受領後に入札を辞退する場合は、妙高市電子入札システムにより辞退の手続きをしてください。

(6) 入札書の提出

入札は、個別公告で定める日時の中に妙高市電子入札システムで行なってください。

(7) 工事費内訳書の提出

工事費内訳書は「工事費内訳書提出用」のメールアドレスに参考様式により提出してください。

4. 落札者の決定

(1) 落札者の決定

落札者は、予定価格の範囲内で（最低制限価格の設定がある場合は、最低制限価格以上の価格で）入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とします。

(2) 落札者の決定の通知

妙高市電子入札システムにより落札者決定通知を行います。

(3) 落札者決定の例外

① くじによる落札者の決定

落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、政令第167条の9の規定によりくじ引きにより落札者を決定します。

② 落札者決定の取消し

落札者決定から契約締結までの間に指名停止等を受けた場合は、当該落札決定を取り消します。また、政令第167条の10第1項の規定により、当該落札者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認めるときは、当該落札決定を取り消すことがあります。

5. その他

(1) 関係法令の遵守

この公告に定めるもののほかは、妙高市財務規則、建設工事請負基準約款、電子入札運用基準及び関係法令の定めによります。

(2) 入札心得

入札の執行から契約に係る要件は、別に定める「妙高市入札心得」による。

(3) 本公告に定める書類等の提出先・問い合わせ先

① 妙高市財務課管財係

② 〒944-8686 新潟県妙高市栄町5番1号

③ 電話番号 0255-74-0006 FAX 番号 0255-72-9841

- ④ 電子メール zaimu@city.myoko.niigata.jp
- (4) 本公告に定めるホームページ及びメールアドレス
 - ① 妙高市ホームページ
<http://www.city.myoko.niigata.jp/>
 - ② 「入札参加申請用」のメールアドレス
nyusatsusanka@city.myoko.niigata.jp
 - ③ 「質疑書提出用」のメールアドレス
nyusatsu@city.myoko.niigata.jp
 - ④ 「工事費内訳書提出用」のメールアドレス
nyusatsu@city.myoko.niigata.jp